

【資料 1 - 1】

# 大北森林組合補助金不適正受給事業案等 にかかる取組状況について

長野県林務部

# 大北森林組合の補助金債務に係る履行期限の延長処分等

- 平成29年3月23日、県は組合に対し、履行期限を平成33年7月30日まで延長する処分を行った
- 平成29年1月31日に組合から提出された抜本的経営改善方針に基づく事業経営計画及び補助金等返還計画について、県では、林務部改革推進委員会のご意見を踏まえて、その詳細を精査し、実現性・確実性の観点からおおむね妥当と判断した
- 新たな計画に沿って取組を着実に履行するよう、組合へ求めた

## 1 履行期限の延長処分

### (1) 履行期限の延長期間

- 平成33年7月30日まで延長  
(注)新たな計画では、平成29年度から32年度までの4年間を集中改革期間と位置づけており、この期間に合わせ、履行期限を延長  
補助金返還債務869,883,600円及び付帯債務  
(2) 延長処分をした債務  
(3) 履行期限の延長処分の根拠  
組合の財務関係資料から、地方自治法施行令第171条の6第1項第1号の規定  
(債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき)に該当すると判断されるため  
(4) 延納利息及び担保の提供  
財務規則の規定に基づき、履行期限の延長期間中の延納利息は付さないこととし  
組合の所有する土地・建物を担保物として提供させることとした

## 2 組合の新たな計画の策定と県の対応

### (1) これまでの経過

- ・組合は、外部の有識者を委員とした再生本部を設置して計画を再検討し、  
補助金の返還期間を平成61年度までの33年間に短縮した新たな計画を平成29年1月31日に県へ提出
- ・県では、新たな計画の内容について、林務部改革推進委員会のご意見も踏まえ、内容を精査し、  
新たな計画はおおむね妥当なものと判断
- ・県としては、組合に新たな計画に沿った取組を着実に履行させ、組合の再生と補助金の早期返還を進めることができ、  
県民の利益に資するものと考えている
- ・今後、新たな計画に沿った組合の着実な取組や補助金返還の履行について、県として厳格な進捗管理、指導を行っていく

## 3 組合が行う今後の造林補助事業について

- ・県としては、公益的機能の発揮の観点から大北地域の森林整備を推進する必要性、大北地域の市町村からの強い要望、  
地域における森林整備の重要な手である組合の役割、組合の内部管理体制の構築状況などを総合的に勘案し、  
平成29年度以降に組合が実施する造林補助事業に対して、県の調査を強化した上で、適正と認められる場合には、  
補助金を交付することとした。
- ・県としては、引き続き、組合の会計処理等の内部管理が法令等に沿って適切に実施されているか、  
定期的に確認するとともに、厳正な指導を行っていく。

# 大北森林組合の事業経営計画等の取組状況について

- 県は、組合が策定した事業経営計画及び返還期間を33年とした補助金等返還計画をおおむね妥当と判断し、平成29年3月、補助金返還期限を平成33年7月末まで延長した。
- 組合の事業経営計画の着実な取組や補助金返還の履行について、県は、毎月1回以上開催されている理事会へのオブザーバー参加など毎月モニタリングを行い、厳格な進捗管理、指導を行っている。
- 組合からは、平成29年7月までに事業経営計画と再発防止策の取組状況の報告があり、おおむね計画に沿って進捗していることを確認した。

項目	主な取組状況
1 補助金不適正受給期間中の役員の責任の明確化	<ul style="list-style-type: none"><li>・元専務理事の責任として、29年1月に約2億1,500万円の損害賠償請求訴訟を提起</li><li>・元組合長の「役員の責任の明確化」を図るため、6年分の報酬額を超える額の返納を求めることとしている。非常勤役員の責任は元組合長の状況をみて要請</li></ul>
2 新たな発想による事業展開	<ul style="list-style-type: none"><li>・木材加工品、特用林産物などの流通、消費動向等について、組合を支援してもらえたチームを東京で立ち上げた。</li></ul>
3 徹底した管理費の削減	<ul style="list-style-type: none"><li>・29年度も非常勤役員報酬は支給しない。</li><li>・職員賞与も支給しない。</li></ul>
4 増資等による経営基盤の安定	<ul style="list-style-type: none"><li>・30年5月までに役職員で100万円の増資を目標とし、29年6月末現在21万円を出資</li><li>・新たな事業展開に係る事業者への出資の要請を検討中</li></ul>
5 再発防止策の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・公認会計士指導のもと、決算監査実施（4月）</li><li>・公認会計士による役員対象のコンプライアンス研修（6月）</li><li>・専務理事ほか事業担当職員全員が集まり、森林整備事業の進捗状況等の業務の執行状況を点検（毎月1回）</li></ul>

# 大北森林組合の平成29年度の事業実施状況について

事業区分		計画及び実施状況			今後の方針等		県の支援等	
大区分	小区分	上段：年間計画	計画数量	進捗%				
1 指導	総代会、広報誌等	総代会(5月)、地区懇談会(2月)等 総代会開催(臨時含む)	各1回開催 総代会2回	—	・広報誌発行済(7月10日) ・地区懇談会開催(2月。10箇所)			
	素材の受託販売	間伐材の生産量 間伐等の事業実施準備中	4,890m <sup>3</sup> 0m <sup>3</sup>	0	・地域協議会への説明会開催(10月まで)、経営計画の作成による早期事業実施により計画量を確保	・森林經營計画作成・変更事務の支援 ・造林事業現地等確認		
2 販売	木材加工品の買取販売	きのこ原木・薪販売 計画通り	20m <sup>3</sup> 、2,800束 24m <sup>3</sup> 、175束	原木120 薪22	・広葉樹利用準備(12月まで)、冬季薪利用にむけPR(8月まで)を行い計画量を確保	・広葉樹利用による天然林の調査、検証、勉強会等		
	支障木	支障木整理の実施 計画通り	85件 23件	27	・協力会社との連携や、人材確保により早期に対応	・広葉樹利用による天然林の調査、検証、勉強会等		
3 加工	木材の加工・販売	製材加工、チップ等の販売 計画通り	505m <sup>3</sup> 130m <sup>3</sup>	26	・技術を持った職員が不足しているため、早期に人材を確保	・広葉樹利用による天然林の調査、検証、勉強会等		
	受託	受託森林整備の実施 補助事業再開に向けての準備	268ha 0ha	0	・販売増に向け工務店等に営業 ・間伐等事業実施に向け経営計画の作成を行い、計画量を確保	・森林經營計画作成・変更事務の支援 ・造林事業現地等確認		
森林整備 請負	国、県等の事業受注	国、県落札できず、公社1件	328ha 5ha	2	・国の法人である森林農地整備センターの請負再開による事業の実施及び、秋事業(除間伐等)の入札参加により計画量を確保			
	森林整備	土木・造園・松くい虫被害木処理等	土木松くい 93件 1,400m <sup>3</sup> 25件 942m <sup>3</sup>	27 67	・民間の土木事業受注予定 ・秋駆除の入札参加により、計画量を確保			
購買 金融	事業・生活物資斡旋	苗木、種駒、生活資材等の販売	20,400千円	30	・HP・広報誌による販売拡大			
	改善資金等の貸付	苗木、種駒等の販売 年間取扱件数 取扱実績	6,200千円 2件 1件	50				

# 大北森林組合等の補助金返還の状況

- 不適正受給のうち、時効等により返還請求できないものを除く、全ての返還請求が完了
- 事業者からの返還については、大北森林組合とひふみ林業(有)を除く、全ての事業者で完了

地区	事業者	不適正受給額 (①)	時効等により 請求できないもの (②)	返還請求可能額 (③=①-②)	請求済 (④)	返還額 (⑤)
北安曇管内	大北森林組合	1,452,192,499円	536,960,761円	915,231,738円	915,231,738円	13,905,000円
	ひふみ林業	65,732,286円	50,679,700円	15,052,586円	15,052,586円	51,486円
	その他	39,441,657円	37,924,407円	1,517,250円	1,517,250円	完済 1,517,250円
北安曇以外	佐久森林組合	11,659,258円	1,825,538円	14,766,620円	14,766,620円	完済 14,766,620円
	松本広域森林組合	18,602,100円	—	18,602,100円	18,602,100円	完済 18,602,100円
合 計		1,592,560,700円	627,390,406円	965,170,294円	965,170,294円	48,842,456円

\*ひふみ林業(有)については再三の督促にもかかわらず、十分な対応が行われていなかったため、更なる対応を行うことを含めて検討中。

\*その他は、企業組合山仕事創造舎、二重向地区森林整備協議会、白馬切久保地区森林整備協議会。

\*金額は、県の支出額（国庫補助額及び県費相当額）※市町村を通じた間接補助については、最終受領者に計上。

\*不適正受給額と返還請求額の差は、時効のほか、県の誤った指導（大北ルールに基づく不用萌芽除去）に基づくため返還請求できないもの。

\*返還額は、平成29年7月4日現在で、加算金を含まない。※市町村を通じた間接補助については、県まで返された額。

\*上記のほか、国庫返還の対象になつた額として県の指導監督費8,216,735円がある。

# 大北森林組合及び元専務理事に対する刑事判決

- 検証報告を踏まえ、県は、平成27年8月14日に大北森林組合及び組合役員を刑事告発
- 警察等の捜査の結果、大北森林組合及び元専務が補助金適正化法違反の容疑で起訴
- 平成29年3月28日、組合に罰金100万円、元専務理事に懲役5年の実刑判決

## 検証委員会の検証結果 (平成27年7月28日)

大北森林組合による補助金受給のうち、少なくとも全くの架空申請(※)に当たる補助金受給については、補助金適正化法違反第29条第1項に該当するとの評価を免れない。

※「全くの架空申請」  
全く事業を実施するつもりのなかつた架空の事業の申請

## 大北森林組合等の起訴 (長野地検) (平成27年12月～平成28年1月)

大北森林組合及び元専務は、平成22～25年度に補助金申請した17路線の森林作業道整備について、実施した事実はないのに、実施したかのように偽り、不正の手段により補助金の交付を受けた。

このことが、補助金適正化法に違反するものとして長野地検が起訴。また、元専務は、組合に対する詐欺(着服)について、併せて長野地検から起訴。なお、書類送検されていた県職員(1名が補助金適正化法違反及び有印公文書偽造・同行使、3名が有印公文書偽造・同行使)については、平成28年3月不起訴処分が決定。

## 大北森林組合等の刑事告発 (県) (平成27年8月14日)

大北森林組合の役員は、実際には森林作業道や間伐等の森林整備を実施した事実がないにも関わらず、これを実施したと偽った虚偽の申請書を提出して、国庫補助金等の交付を受けた。

こうした行為は、補助金適正化法第29条第1項に定める「偽りその他不正の手段により補助金等又は間接補助金等を交付させた」行為に該当するものであり、県として、同規定及び同法第32条の規定により大北森林組合及び組合役員を告発する。



## 公判の開催 (平成28年2月～平成29年3月)

平成29年3月28日、補助金適正化法違反の罪に問われた大北森林組合と、同違反と詐欺の罪に問われた組合の元専務理事の判決公判が長野地裁で開かれ、組合に求刑通りの罰金100万円、元専務理事に懲役5年(求刑6年)の実刑判決あり、組合、元専務理事とともに控訴せず、判決が確定。

↓  
(右へ続く)

# 林務部コシナプライアンス行動計画の取組状況

- 平成29年4月19日、「平成29年度版林務部コシナプライアンス推進行動計画」を決定【資料1-2】
- 新たな「長野県行政経営方針」との整合を図り、「県民起点」の意識改革、風通しのよい対話にあふれた組織づくり、しごと改革（しごと改革（しょくめい）の柱）の3つの柱で再整理、項目を絞つて重点化するなど工夫し、県民の皆様からの信頼回復に向けて引き続き、取り組む
- 平成29年7月21日、たな行政経営理念が決定、林務部独自行動の指針「私たちは、自らの業務が適切か常に点検・議論し、行動します。」については、変更せずに堅持

## 「県民起点」の意識改革

H29.4.26大北事業等研修会（TV会議）



## ○コシナプライアンス意識の定着・向上

- ・新たに林務部に配属された職員に対する  
大北森林組合等不適正受給事業や行動計画等に関する研修を実施した。

## ○規範意識醸成のための 職場内研修会の実施

- ・8月に部内の1／3の職員を対象に  
コシナプライアンス研修を実施した。

## 風通しのよい対話にあふれた組織づくり

H29.7.31（林業総合センター）  
風通しのよい職場検討会



## ○コミュニケーションの活性化



H29.6.21（長野）搬出間伐に  
関する市町村職員研修



H29.8.17（北アルプス）  
森林整備実務者研修



H29.5.1（木曽）  
信州の森林づくり事業研修会



## ○林務課他係の業務に関する知識・技術の習得

- ・信州の森林づくり事業について、  
職場内で制度説明及び現地研修を  
実施した。（木曽）

## ○市町村等との適切な連携

- ・森林整備業務の知見・技術を養  
い、業務を正しく理解執行できること  
を目的に、林業事業体を対象に「森林整備実  
務者研修」を開催してきました。「森林整備実  
務者研修」について、市町村職員にも  
の要望をふまえ、市町村職員にも  
受講案内し参加。（北アルプス）

H29.8.9（本庁）  
部内ホスピタリティー研修会



H29.8.17（北アルプス）  
森林整備実務者研修



H29.5.1（木曽）  
信州の森林づくり事業研修会



H29.6.21（長野）搬出間伐に  
関する市町村職員研修



H29.8.17（北アルプス）  
森林整備実務者研修



H29.5.1（木曽）  
信州の森林づくり事業研修会



# 大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る法的課題検討委員会

- 関係者に対する損害賠償請求について、補助金等返還計画や刑事事件の判決を受け、また、県職員への損害賠償請求について監査委員からの勧告も踏まえ、「大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る法的課題検討委員会」を4月28日に設置し、関係法令や事案の経緯等を踏まえ、検討を行つてきた
- 平成29年8月23日、法的課題検討委員会により報告書がとりまとめられ、県に提出された

## 【委員】（五十音順、敬称略）

委 員	石津 廣司	弁護士
委 員長	碓井 光明	東京大学名誉教授
委 員	林 一樹	弁護士

## 【活動実績】

平成29年4月28日	委員会設置
平成29年5月12日	第1回法的課題検討委員会
平成29年5月29日	第2回法的課題検討委員会
平成29年6月19日	第3回法的課題検討委員会
平成29年7月18日	委員聴き取り調査（対象者：北安地事務課在籍職員5名）
平成29年7月19日	委員聴き取り調査（対象者：北安地事務課在籍職員4名）
平成29年7月24日	第4回法的課題検討委員会
平成29年8月14日	事務局聴き取り調査（対象者：森林づくり推進課在籍職員2名）
平成29年8月17日	第5回法的課題検討委員会
平成29年8月23日	第6回法的課題検討委員会